

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(法務省民事局)

項 目 名		民法の改正（遺言制度の見直し）に伴う所要の措置	
税 目		相続税、所得税、贈与税	
要 望 の 内 容	現行の民法（明治 29 年法律第 89 号）では、遺言は書面又は文字情報に係る電磁的記録をもって作成されることが前提とされているところ、令和 8 年特別国会において成立した「民法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 45 号。以下「本改正法」という。）により、特殊な場面のみで許される遺言（船舶遭難者等遺言）として、録音・録画に係る電磁的記録をもって遺言を作成することが可能な方式が追加されたことを受け、本改正法の施行後は、「遺言書」（遺言内容が書面又は文字情報に係る電磁的記録に化体されたもの）に該当しない遺言もあり得ることとなる。 本改正法による改正後の民法において、遺言書及び録音・録画に係る電磁的記録により作成された遺言を「遺言書等」と定義していることなどを踏まえ、相続税法及び所得税法等において「遺言書」という文言が用いられている規定につき、所要の措置を講ずる。		
	平年度の減収見込額		百万円
	（制度自体の減収額）		（ 百万円）
	（改 正 増 減 収 額）		（ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 近年の情報通信技術の進展及び普及等の社会情勢に鑑み、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言者が電子的な手段を用いて作成することのできる新たな遺言の方式に関する規律を整備する必要がある。 (2) 施策の必要性 上記政策目的に基づき、令和8年特別国会において成立した本改正法のうち、特殊な場面のみで許される遺言（船舶遭難者等遺言）として、録音・録画に係る電磁的記録で遺言を作成することが可能な方式を追加する規定については、本改正法の公布日（令和8年6月24日）から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているため、相続税法及び所得税法等において「遺言書」という文言が用いられている規定についても、速やかに所要の措置を講ずる必要がある。	
今回の要望（租税特別	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	

		同上の期間 中の達成 目標	
		政策目標の 達成状況	
	有効性	要望の 措置の 適用見込み	
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の妥当性	
	これまでの租税特別措置の適用実績と 効果に関連する事項	租税特別 措置の 適用実績	
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	

	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		